

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について

〔昭和 57 年 4 月 13 日〕
閣 議 決 定

1 趣 旨

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設ける。

2 期 日

毎年 8 月 15 日とする。

3 行 事

政府は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、昭和 38 年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を別紙のとおり引き続き実施する。

別紙

全国戦没者追悼式の実施について

- 1 全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年 8 月 15 日、日本武道館において実施する。
- 2 本式典における戦没者の範囲及び式典の形式は、昭和 56 年の式典と同様とする。
- 3 本式典には、全国から遺族代表を国費により参列させる。
- 4 式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勧奨するとともに、本式典中の一定時刻において、全国民が一斉に黙とうをするよう勧奨する。